

平成22年度小平市防災会議議事録

1 開催日時

平成22年8月4日（水）14時00分から15時10分まで

2 場所

小平市役所6階大会議室

3 出席状況（会長除く。）

委員数31人、出席25人（代理者含む。）、欠席5人

4 議題

- (1) 議案第1号 平成22年度小平市総合防災訓練の実施について
- (2) 議案第2号 小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について

5 傍聴人

なし

6 会議内容

○開会挨拶

【市民生活部理事】

本日は、ご多用の中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

ただいまから、平成22年度小平市防災会議を開会させていただきます。本日の会議の司会を務めさせていただきます市民生活部理事の武藤と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、防災会議委員の委嘱についてご案内させていただきます。

防災会議委員をお願いしております各機関の人事異動等がございました関係で、多くの委員が変わられておりまして、新たに委員をお願いいたしました方々の委嘱状の交付につきましては、先般お届けさせていただいたとおりでございますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、各委員のご紹介をさせていただきたいと存じますが、今年度は大幅に顔ぶれが変わりましたので、大変恐縮でございますが、お集まりの皆様全員に自己紹介をお願いしたいと存じます。

はじめに、陸上自衛隊の第一師団、第一後方支援連隊さんからよろしくお願いいたします。

（各委員による自己紹介）

有難うございました。

それでは、次第に従いまして、防災会議を進めさせていただきます。

はじめに、小平市防災会議会長の小平市長、小林から皆様にご挨拶を申し上げます。

○会長挨拶

【会長（市長）】

本日は、ご多忙のところ、平成22年度小平市防災会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から防災行政をはじめ市政全般にわたりまして、多大なご支援ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、国内では、一昨年7月の岩手・宮城内陸地震、海外では本年1月にハイチを襲った地震では約23万人が犠牲となり、2月にはチリ地震、4月にはインドネシアのスマトラ島北西部地震、中国の青海省では、約2000人が犠牲になるなど、大地震がもたらす恐ろしさと事前の備えの重要性を改めて認識したところです。

関係機関の皆さま方におかれましては、それぞれに適切な対応・対策を行っていただいているものと存じますが、我が国は、その位置、地形、気象などの自然的条件から、地震をはじめ、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすい国土となっております。

東京都が平成18年5月に公表した「多摩直下地震（マグニチュード7.3）による被害想定」では、小平市だけで23名の死者と1,112人の負傷者が発生することが示されています。

地震以外の災害につきましては、小平市は、地理的にも、洪水を引き起こすような河川、あるいは土砂崩れを起こすようなガケ地などの危険な個所は無く、比較的恵まれた条件にあると言えるかと存じますが、平成20年8月末の豪雨、いわゆるゲリラ豪雨等都市型水害が発生し、市内で床上・床下浸水の被害があったところでございます。

市といたしましても、各種対策を講じてきたところではございますが、これらの災害を教訓として、常に最悪の事態を想定し、これまで以上の危機管理対策を進め、災害に強いまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

私たち人間は、想定外の事態に遭遇すると、過度に萎縮したり、パニックを起こしたりします。しかし、事態にある程度の予測や準備をしておけば、事態が重大であっても冷静で適切な対処ができます。したがって、日頃から、万が一の事態を想定した実践的な訓練を積み重ねておくことが極めて重要となります。

小平市では、毎年、大震災を想定した総合防災訓練を実施してきました。

今年度の小平市総合防災訓練は、「発災時における関係機関及び災害時に応援協定を締結している事業所間の連携」と「市民の地震に対する危機管理意識の醸成」を目的として市役所本庁舎周辺を第一会場、鈴の木台住宅周辺を第二会場として、発災対応型訓練を多くの市民の参加が得られるよう、8月22日（日）に実施いたします。

最後になりますが、本日の防災会議におきましては、この訓練等につきましてご審議いただきますとともに、小平市の防災行政への忌憚のないご意見・ご提言など頂戴できればと存じますので、どうかよろしくお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

【市民生活部理事】

次に、本日の防災会議の議事に入ります。進行につきましては、防災会議会長であります市長にお願いいたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

○議題

【会長（市長）】

それでは、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議事に入ります。

はじめに議案第1号「平成22年度小平市総合防災訓練の実施について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局（防災安全課主査）】

それでは、議案第1号から説明させていただきます。大変恐縮ですが、着席にて説明させていただきます。

お手元にお配りいたしました「平成22年度小平市総合防災訓練の実施について」に沿って説明いたします。

まず、**1ページ目から2ページ**をご覧ください。

はじめに「平成22年度小平市総合防災訓練実施要綱（案）」について

第1 総合防災訓練実施要綱の意義でございますが、先ほども会長からお話があったとおり、近年、国内外で大きな地震が発生しており、市民の防災意識はますます高まっております。

災害から市民の生命及び財産を守るためには、防災関係機関が一体となり、防災体制を整備していくとともに、「自らの身の安全は自らが守る。自分たちのまちは自分たちで守る。」という自助・共助の理念に基づく市民の行動、これを救援する公助としての行政及び防災関係機関の密接な連携が不可欠であり、防災訓練を通じて災害対応能力を検証し、防災体制強化に反映させていくことが必要であります。

こうした趣旨から、小平市では、災害対策基本法、小平市地域防災計画、東京都総合防災訓練実施要綱等に基づき、本年度の総合防災訓練を実施いたします。

第2 総合防災訓練の目的でございますが、具体的には、これらの訓練を通じ、市街地での同時多発災害に対応した防災対策の習熟と、各防災関係機関相互の連携、協力体制

の確立を図り、市民、自主防災組織、学校、社会福祉施設、病院、事業所等が地域、組織、職場ぐるみで防災活動を実践し、防災行動力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的といたします。

第3 総合防災訓練の基本方針でございますが、

1といたしまして、

直下型地震の発生に備え、市街地での同時多発災害に対応した実践的な発災対応型の訓練を実施いたします。

2といたしまして、

東海地震に係る予知対応型の訓練を実施いたします。

3といたしまして、

自治会、自主防災組織を中心とする市民が、一体となって防災活動を実践する地域重点型の訓練を実施いたします。

4といたしまして、

都市型災害に対応した道路啓開訓練、ライフライン確保訓練、倒壊家屋からの負傷者の救出・救護訓練などを実施します。

5といたしまして、

学校、社会福祉施設、病院、その他の事業所等においては、8月30日から9月5日の防災週間の中に、それぞれ実情にあった訓練を実施するものといたします。

6といたしまして、

防災訓練を通じて、市民が自らの避難場所等の確認、家族間の安否確認手段など、災害時における行動のあり方について考える機会となる訓練を実施いたします。

第4 訓練の体系でございますが、こちらは**4ページ**をご覧ください。

発災対応型訓練といたしましては、災害対策本部運営訓練として3項目、防災関係機関活動訓練として広域応援訓練など9項目、市民等参加訓練として2項目、地域活動訓練として3項目、合計17項目にわたって訓練を実施いたします。

なお、地域活動訓練3項目については、予知対応型訓練と関連づけた訓練となります。

1ページに戻りまして、

第5 訓練の想定でございますが、直下型地震による発災対応型訓練については、8月22日の日曜日、午前9時頃、小平市の直下を震源とする震度6弱以上（マグニチュード7程度）の地震が発生し、市内各所で家屋の倒壊や火災が多発し、甚大な被害が発生したという想定でございます。

次に、東海地震に係わる予知対応型訓練及びその他の訓練（施設ごとに実施する職員の参集訓練や避難訓練など）につきましても、訓練実施主体がそれぞれの実状に応じ定めるものといたします。

第6 実施日時及び場所でございますが、実施日時は、平成22年8月22日（日）午前9時から12時を予定しております。市役所周辺を第一会場、鈴の木台住宅周辺を第二会場として、実施します。

次に予知対応型訓練及びその他の訓練につきましては、8月30日から9月5日の防災週間を中心に、随時、訓練実施主体がそれぞれの実情に応じて実施いたします。

第7 訓練項目及び実施内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

第8 訓練の依頼でございますが、市民の方々をはじめ、各団体に訓練を実施するようお願いをするものでございます。

まず、まちぐるみ防災総点検・地区別防災訓練といたしまして、自治会配布のパンフレットなどを通じ、各家庭における火の元点検、避難場所、非常持ち出し品の確認、及び震災に対する家族会議の実施などを依頼するとともに、自治会、自主防災組織による自主的な防災訓練の実施を依頼いたします。

また、学校等対策訓練といたしまして、関係課を通じまして保育園、小・中学校に地震発生時等を想定した避難訓練などを実施するよう要請いたします。

さらに、福祉施設などの対策訓練といたしまして、福祉施設、病院等に災害時要援護者の安全確保を図るため、関係課を通じまして、避難訓練等の実施を依頼いたします。

第9 発災対応型総合防災訓練参加機関でございますが、資料の**6ページ**「別表3」に、8月22日（日）の訓練に参加を予定している防災関係機関を掲げておりますので、よろしく願いいたします。

第10 訓練の中止等でございますが、発災対応型総合防災訓練当日の8月22日（日）に災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合及び悪天候の場合は、訓練を中止いたします。

悪天候の場合、当日午前6時に判断し、全機関に対し、速やかにご連絡いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、**5ページ**をご覧ください。訓練項目および実施内容でございますが、こちらは先ほど説明いたしました訓練の体系の内容一覧となっております。

7ページから8ページをご覧ください。

小平市総合防災訓練実施年表でございます。昭和47年度の第1回目から昨年までの訓練実施の経過を示しております。

9ページをご覧ください。総合防災訓練会場図でございます。

市役所東通りと、健康福祉事務センター南側道路は通行止めとし、訓練会場に含みます。

本年度は、実践的訓練を考慮し、市役所正面玄関前に災害対策本部を設置、出場各隊の到着報告を受け、それぞれの任務を付与する形とします。

市民広場では、煙ハウス、初期消火訓練等の消防体験コーナーを設けます。

福祉会館の中では、各参加機関による展示コーナーなどを設ける予定でございます。

また、福祉会館西側ロータリー及び、健康福祉事務センター駐車場では炊き出し訓練を予定しております。

以上が、「平成22年度小平市総合防災訓練実施要綱（案）」のご説明でございます。

続きまして、「平成22年度小平市総合防災訓練実施要領」につきまして、ご説明いたします。

10ページをご覧ください。

第1 目的でございますが、この要領は、先ほどご説明いたしました「平成22年度小平市総合防災訓練実施要綱(案)」を受けまして、発災対応型総合訓練の実施について必要な事項を定めるものでございます。

第2 訓練日時は、平成22年8月22日(日)午前9時から正午まで、

第3 訓練会場は、市役所周辺を第一会場、鈴の木台住宅周辺を第二会場とします。

第4 訓練項目及び内容でございますが、多摩直下を震源とする震度6弱の地震が発生したことを想定し、別表1「平成22年度発災対応型総合防災訓練項目及び内容」に掲げる各種の訓練項目について実施いたします。

第5 訓練進行につきましては、別表2「訓練進行表」に基づき実施いたします。

これら別表につきましては、後ほどご説明させていただきます。

第6 訓練に係る動員体制でございますが、本部長および参加機関が指示する人員といたします。

市の職員及び関係機関の職員の皆様をあわせて、500名程度になると見込んでおります。

第7 その他でございますが、参加機関は、この要領に定める訓練項目及び訓練進行表に基づき、それぞれ実施細目等を策定し、訓練を実施いたします。

11ページをご覧ください。

「平成22年度発災対応型総合防災訓練項目及び内容」でございます。

訓練項目16項目にわたり、訓練内容および実施主体を整理し掲げております。

はじめに、

- 1 広報活動でございますが、防災行政無線、消防団ポンプ車を使用して、訓練の開始及び参加について広報いたします。
- 2 現地対策本部活動でございますが、想定いたしました地震発生と同時に現地対策本部を設置した後、各機関の情報を収集・整理し、災害対策活動を実施いたします。
- 3 警備活動でございますが、訓練区域内の警備、警戒、交通規制を実施いたします。
- 4 避難活動でございますが、避難の誘導及び被災現場からいっとき避難場所(訓練会場)までの避難行動を実施いたします。
- 5 情報連絡活動でございますが、防災行政無線等を使用し、現地対策本部と被災地派遣職員との情報連絡交信などの通信訓練を実施いたします。
- 6 体験訓練でございますが、訓練用消火器を使用した初期消火、応急救護、地震体験、煙体験、ロープ結束などの訓練を実施いたします。
- 7 給食・給水活動でございますが、飲料水の輸送活動、非常備蓄食糧の炊出し、市民への飲料水及び食糧の給食訓練を実施いたします。

- 8 救護所開設でございますが、地震等により負傷した市民を想定して、応急医療救護所を開設し、災害医療対策を実施いたします。
- 9 ボランティア活動でございますが、ボランティアセンターの設置・運営や、ボランティア受入れなどの災害時におけるボランティア活動を実施いたします。
- 10 災害対策広報展示でございますが、各機関における災害対策や防災知識の向上を目的とした広報活動を実施いたします。
- 11 道路啓開訓練でございますが、倒壊した建物などにより閉鎖されている道路の啓開活動を実施いたします。
- 12 緊急物資輸送活動でございますが、啓開された道路を通り、救援物資、食糧、人員の応援輸送を実施いたします。
- 13 応急復旧活動でございますが、被害を受けた電話、電気、ガス及び上下水道等のライフラインの応急復旧活動及び代替手段等の確保活動を実施いたします。
- 14 初期消火活動でございますが、発災初期におけるバケツを使用した初期消火活動を実施いたします。
- 15 救出、救助、救護活動でございますが、倒壊した建物などから要救助者を救出、救助し、負傷者の選別、応急救護、後方医療への搬送を実施いたします。
- 16 消防活動でございますが、消火活動訓練を実施し、最後に一斉放水をおこないます。

12ページをご覧ください。

こちらは、「訓練進行表 時間別」でございます。

機関ごとの訓練内容を、時間別に整理し掲載しております。

以上が、「平成22年度発災対応型小平市総合防災訓練実施要領」のご説明でございます。

以上で、議案第1号「平成22年度小平市総合防災訓練の実施について」の説明を終わります。

【会長（市長）】

ただいま提案いたしました議案第1号につきまして、質疑をお受けいたします。

何かございますか。

—— 質疑なし ——

【会長（市長）】

それでは、議案第1号につきまして、承認させていただき、防災関係機関との調整を図りながら、実施したいと存じますのでよろしくお願いいたします。

【会長（市長）】

次に議案第2号「小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

【事務局（防災安全課主査）】

それでは、続きまして議案第2号についての説明をさせていただきます。大変恐縮です

が、着席にて説明いたします。

お手元にお配りいたしました「小平市地域防災計画（平成20年3月修正）の一部修正について」に沿って説明いたします。

まず、一枚目をご覧ください。

この一部修正につきましては、本年4月1日付け小平市の組織改正により、市民生活部に理事が新設され、防災・危機管理に係る事務を新設理事が担任することとなったことから、計画の一部を修正するものでございます。修正箇所につきましては、後に説明させていただきます。

なお、修正年月日につきましては、この小平市防災会議で了承をいただいた日とさせていただきます。

また、ご了承いただきました後でございますが、各委員の皆様あてに修正の通知文を送付させていただきます。

それでは、1ページ目の新旧対照表をご覧ください。また、お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所80ページから81ページを開いていただき、ご確認ください。

震災編第3部、災害応急・復旧対策計画、第1章 初動態勢、第1節 災害対策本部の組織・運営の1市災害対策本部の設置及び廃止の（2）関係機関への通知、ア、ウについて、「市民生活部長」となっているところを「市民生活部理事」に改めます。

次に、3の本部長の職務中（4）におきましても、「市民生活部長」を「市民生活部理事」に改めるものでございます。

続きまして、2ページ目の新旧対照表をご覧ください。

5の本部連絡員中、（2）、（3）について、同様に「市民生活部長」を「市民生活部理事」に改めます。

続きまして、6の各部の分掌事務等でございますが、別紙1の「新」及びお手元の小平市地域防災計画の手前の付箋の箇所82ページを開いていただき、ご確認ください。

82ページの表左側の列、部等の欄をご覧くださいと存じます。

一番上に本部班、一番下に災対市民生活部とあり、ともにその右欄には市民生活部長が記載されています。

このうち、本部班について「市民生活部理事」を部長とする災対調整部を新たに設け、本部班と同部に属するものと修正したものであります。

また、この表全体として、班編成等の記載方法を一部変更し、各部ごとの責務等分掌事務を明確にしたものでございますが、内容面では特段の変更はございません。

続きまして、2ページの新旧対象表にお戻りいただき、7の現地災害対策本部の分掌事務でございますが、お手元の小平市地域防災計画では、付箋の箇所86ページでございます。

表中1の構成員（2）現地対策本部副本部長は、「市民生活部長」とするを「市民生活部理事」と修正するものであります。

続きまして、**新旧対照表の2から3ページ目**9の市本部の運営等です。

お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所 88 ページを開いていただき、ご確認ください。

(1) 本部長室の運営等、アの(イ)及び(エ)並びに(4)につきまして「災対市民生活部長」を「災対調整部長」とします。

続きまして、第3節 職員の初動体制の2職員配備態勢(4) 非常配備態勢別職員動員数表ですが、別紙2の「新」及びお手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所91ページを開いていただき、ご確認ください。

この表も先ほどの別紙1との整合性を図り、災対調整部を設けるとともに、各人員の割り振りも、本年4月1日の人事異動を踏まえた、現在の職員数を割り振って作成したものでございます。

続きまして、4ページ目の新旧対照表をご覧ください。

お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所99ページを開いていただき、ご確認ください。

第2章 情報の収集・伝達、第1節 情報連絡体制の1、通信連絡系統(5) 防災行政無線の通信統制中、災対市民生活部長を災対調整部長と修正するものでございます。

続きまして、お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所105ページを開いていただき、ご確認ください。第3節被害状況等の報告体制の2におきましても、「災対市民生活部長」を「災対調整部長」に修正するものでございます。

続きまして、4、5ページ目の新旧対照表をご覧ください。

お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所250ページを開いていただき、ご確認ください。

第17章災害救助法の適用、第3節救助の実施方法等の2救助実施状況の報告(2) 報告の要領ア、イ中の「災対市民生活部長」を「災対調整部長」に修正いたします。

続きまして、お手元の小平市地域防災計画の付箋の箇所、風水害編の22ページ、最後の付箋になります。そこを開いていただき、ご確認ください。

風水害編第3部災害応急・復旧対策計画、第1章初動態勢、第3節市職員の初動態勢の2、夜間・休日等における初動態勢の確保(1) 気象警報が発令された場合の初動態勢中【関係課】のただし書きで、「市民生活部長」を「市民生活部理事」に修正するものでございます。

以上で、議案第2号「小平市地域防災計画(平成20年3月修正)の一部修正について」の説明を終わります。

【会長(市長)】

ただいま提案いたしました議案第2号につきまして、質疑をお受けいたします。何かございますか。

—— 質疑なし ——

【会長（市長）】

それでは、議案第2号につきまして、承認させていただき、各委員には後日あらためて、通知させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

【会長（市長）】

続きまして、次第3のその他とさせていただきます。

事務局からは、特にないと聞いておりますが、各委員から何かございましたら、お願いいいたします。

—— 発言なし ——

特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。本日は、大変ありがとうございました。